

市第118号議案

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正（関係部分）

1 条例改正の理由

令和 4 年 6 月 17 日に公布された刑法等の一部を改正する法律により、刑の種類のうち、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されました。

これに伴い、条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改める改正が必要となります。

2 改正する内容

「横浜市屋外広告物条例」

規定に違反した者等への罰則規定である「懲役」を「拘禁刑」に改正

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 日（改正法の施行日と同日）